

---

## **V.自己資本の充実の状況**

---

# 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	H28年度		H29年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,658		9,032	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,433		3,595	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	5,394		5,702	
うち、外部流出予定額(△)	▲ 141		▲ 210	
うち、上位以外に該当するものの額	▲ 27		▲ 54	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	56		54	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	56		54	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
公的機関による資本増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	8,715		9,087	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額	4	3	9	2
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4	3	9	2
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額金であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	37	24	53	13
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	-	-	-	-

(単位:百万円)

特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するもの に関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固 定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関 連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	42		62	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	8,672		9,024	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	27,896		28,804	
資産(オン・バランス)項目	27,656		28,563	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入され る額の合計額	▲535		▲547	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例 によるとしてリスク・アセットの額に算入されること となったものの額のうち、無形固定資産(モーゲ ージ・サービシング・ライツに係るものを除く)に係る ものの額	3		2	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例 によるとしてリスク・アセットの額に算入されること となったものの額のうち、繰延税金資産に係るもの の額	-		-	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例 によるとしてリスク・アセットの額に算入されること となったものの額のうち、前払年金費用に係るもの の額	24		13	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエク スポンジャーに係る経過措置を用いて算出したリス ク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリス ク・アセットの額を控除した額(△)	▲563		▲563	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オフ・バランス項目	239		240	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-		-	
中央精算機関関連エクスポンジャーに係る信用リスク・ア セットの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得 た額	3,966		3,946	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	31,862		32,751	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	27.21%		27.55%	

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### (1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	H28年度			H29年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,122	-	-	1,138	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,897	-	-	3,893	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引 業者向け	33,494	6,698	267	36,288	7,257	290
法人等向け	796	763	30	652	609	24
中小企業等向け及び個人向け	1,273	881	35	1,199	830	33
抵当権付住宅ローン	1,556	520	20	1,364	457	18
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
3か月以上延滞等	2	2	0	0	-	-
信用保証協会等及び株式会社産業 再生機構保証付	2,957	288	11	3,217	315	12
共済約款貸付	5	-	-	6	-	-
出資等	716	703	28	716	703	28
他の金融機関等の対象資本調達手 段	1,126	2,817	112	1,126	2,817	112
特定項目のうち調整項目に算入され ないもの	-	-	-	6	17	0
証券化	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスクアセットの額に 算入・不算入となるもの	-	▲ 535	▲ 21	-	▲ 547	▲ 21
上記以外	16,119	15,756	630	16,697	16,345	653
標準的手法を適用するエクスポー ジャー別計	-	-	-	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算期間関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
信用リスク・アセットの額の合計額	-	-	-	-	-	-
合 計	63,069	27,896	1,115	66,309	28,804	1,152
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	所要 自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	所要 自己資本額 b=a×4%
		3,966	158	3,946	157	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 合計 a	所要 自己資本額 b=a×4%	所要 自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母) 合計 a	所要 自己資本額 b=a×4%	所要 自己資本額 b=a×4%
		31,862	1,274	32,751	1,310	

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目(無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等)および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
- 注7) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

注7) 記載金額は、切り捨ててありますので、合計すると相違する場合があります。

### 3. 信用リスクに関する事項

#### (1) 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)  
及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

項 目	H28年度				H29年度				
	信用リスクに関する エクスポージャーの残高			三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスクに関する エクスポージャーの残高			三月以上 延滞エク スポージャー	
		うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券		
法人	農業	787	787	-	-	673	673	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	70	70	-	-	64	64	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	33,496	-	-	-	36,289	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	11	11	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	5,019	3,897	1,122	-	5,032	3,893	1,138	-
	上記以外	1,983	139	-	-	1,959	115	-	-
個人	9,017	9,012	-	2	8,594	8,588	-	0	
その他	12,682	239	-	-	13,695	240	-	-	
業種別残高計	63,069	14,158	1,122	2	66,309	13,576	1,138	0	
1年以下	35,640	2,152	-		37,842	1,542	19		
1年超3年以下	843	650	193		1,350	824	525		
3年超5年以下	2,341	1,616	725		1,781	1,286	494		
5年超7年以下	2,121	1,918	203		2,172	2,074	98		
7年超10年以下	3,517	3,517	-		2,919	2,919	-		
10年超	3,856	3,856	-		4,493	4,493	-		
期限の定めのないもの	14,747	446	-		15,748	435	-		
残存期間別計	63,069	14,158	1,122		66,309	13,576	1,138		
信用リスク期末残高	63,069	14,158	1,122		66,309	13,576	1,138		
信用リスク平均残高	46,122	15,792	1,882		48,584	13,666	1,182		

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

注5) 記載金額は、切り捨ててありますので、合計すると相違する場合があります。

### (3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

項 目	H28年度						H29年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		増減額	期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		増減額	期末 残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	63	56	-	63	▲7	56	56	54	-	56	▲1	54
個別貸倒引当金	0	23	-	0	23	23	23	9	-	23	▲13	9

注)記載金額は、切り捨ててありますので、合計すると相違する場合があります。

### (4) 地域別・業種別の個別引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	H28年度						H29年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・ 水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・ サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個 人	0	23	-	0	23	-	23	9	-	23	▲13	-
業種別計	0	23	-	0	23	-	23	9	-	23	▲13	-

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 記載金額は、切り捨ててありますので、合計すると相違する場合があります。



(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位:百万円)

項 目		H28年度	H29年度
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウエイト 0%	5,631	5,633
	リスク・ウエイト 2%	-	-
	リスク・ウエイト 4%	-	-
	リスク・ウエイト10%	2,886	3,151
	リスク・ウエイト20%	33,502	36,296
	リスク・ウエイト35%	1,487	1,307
	リスク・ウエイト50%	0	0
	リスク・ウエイト75%	1,175	1,106
	リスク・ウエイト100%	17,286	17,694
	リスク・ウエイト150%	-	-
	リスク・ウエイト200%	1,126	1,126
	リスク・ウエイト250%	-	6
	その他	-	-
	リスク・ウエイト1250%	-	-
自己資本控除額	-	-	
合 計	63,097	66,324	

注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

注3) 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注4) 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

注5) 記載金額は、切り捨ててありますので、合計すると相違する場合があります。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

### (1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

## (2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

項 目	H28年度		H29年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機 構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機 関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向 け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	5	-
中小企業等向け及び 個人向け	27	-	22	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向 け	-	-	-	-
3カ月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	81	-	77	-
合 計	108	-	104	-

注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3) 「3カ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

注5) 記載金額は、切り捨ててありますので、合計すると相違する場合があります。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### (1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については総務部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

項 目	H28年度		H29年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	1,843	1,843	1,843	1,843
合 計	1,843	1,843	1,843	1,843

注1)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

注2)記載金額は、切り捨ててありますので、合計すると相違する場合があります。

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

項 目	H28年度			H29年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	-	-	-	-	-	-
非上場	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

項 目	H28年度		H29年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

項 目	H28年度		H29年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	-	-	-	-
非上場	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-

## 8. 金利リスクに関する事項

### (1) 金利リスクの算定方法に関する事項

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。当JAでは、市場金利が上下に2%変動した時に受ける金利リスク量を算出しています。

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当JAでは、普通貯金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク(57百万円)

=運用勘定の金利リスク量+調達勘定の金利リスク量(▲)

### (2) 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位:百万円)

項 目	H28年度	H29年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	▲ 31	▲ 57